

鳥取県女性活躍推進計画（案）に対する意見募集結果の概要

1 パブリックコメントの募集等

- (1) 募集期間 平成28年3月17日（木）から3月28日（月）まで
- (2) 周知方法
- ・ホームページへの掲載
 - ・県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに各市町村役場窓口における概要チラシの配架
 - ・報道機関への資料提供
 - ・新聞広告の掲載
- (3) 受付意見数 18件（8人）

2 主な意見の内容とそれに対する考え方

(1) 計画に反映

項目	意見概要	考え方
非正規雇用の処遇改善	非正規雇用の処遇改善に関して、「同一労働同一賃金」を目指すことを取り入れて欲しい。	計画では、施策の方向性Ⅰの（２）において、「同一労働同一賃金に向けた国の議論に留意しつつ、企業の処遇改善等雇用の質の向上に取り組む」旨の記載を追加します。
その他	「本県」と「鳥取県」という文言が文章中に混じっている。	表現を鳥取県に統一するよう文言を修正します。

(2) 計画に盛り込み済み

項目	意見	考え方
ワーク・ライフ・バランスの推進	職場環境の充実のためには職場内での男性、特にトップの意識改革と、職場の意思決定過程に女性の参画が必要であるため、企業トップを対象としたトップセミナーを開催してはどうか。 管理職、上司（イクボス）だけでなく、職場全体でワーク・ライフ・バランスの理解を深めることが大切。	計画では、施策の方向性Ⅱの（２）において、経営者等を対象としたトップセミナーに取り組むとともに、労働者を対象に職場環境改善の取組事例等に関するセミナーを開催するなど、経営者だけでなく労働者に対しても情報提供を行うこととしています。
非正規雇用の処遇改善	非正規雇用として働いているため、現在の職場で働き続けるためには生後２ヶ月で保育園に預ける他ない。現状では出産、育児のための離職はやむを得ないと考えているが、女性活躍のための推進計画を県が作ってくれるだけでも大きな一歩だと思う。	計画では、施策の方向性Ⅰの（２）において、非正規雇用の処遇改善に取り組むとともに、施策の方向性Ⅱの（１）において、出産、育児と仕事の両立支援、離職した女性の再就職支援に取り組むこととしています。
女性のスキルアップ	管理的地位に占める女性割合を定めるならば、女性も男性も平等に異動等することも併せて定めなければ組織にとって弊害。女性の管理的地位に応じた当然の責任やリスクを負ってはじめて女性、男性平等な活躍が確保されるものだと考える。 女性のスキルアップのため、スキルアップを目指す女性自身に補助金を支給することで、非正規雇用者や無職の女性へもスキルアップできるチャンスを与えることができる。	計画では、施策の方向性Ⅰの（１）において、女性が管理的地位に応じた責任やリスクを抱えながらも働き続けられるよう、出産や育児等のライフスタイルに応じて働き、能力を発揮できるよう女性活躍に積極的に取り組む企業を増やすとともに、施策の方向性Ⅰの（２）において、女性のキャリア形成、スキルアップにも取り組むこととしています。 計画では、施策の方向性Ⅱの（１）において、再就職や転職を希望する女性の個々の職業能力の開発・向上のため、職業訓練による技術習得や訓練期間中の託児経費への支援に取り組むこととしています。なお、今後もニーズを調査し、必要な支援を検討していきます。

その他	輝く女性活躍加速化とっとり会議に女性が いるのか。現場の女性たちの声をどう反映する のか。	計画では、「5計画の推進体制」において、輝く 女性活躍加速化とっとり会議内に設置した「とっ とり女性活躍ネットワーク会議」で女性活躍のた めの仕掛けを企画、実施するとともに、男女共同 参画キャラバンを実施し、県内企業で働く女性等 との意見交換を行うこととしています。
-----	---	--

(3)「男女共同参画計画」にて対応

項目	意見概要	考え方
地域等における女性活躍	職場における女性活躍だけではなく、「地域」 における女性活躍も取り入れてはどうか。 「仕事も家庭も充実するワーク・ライフ・バ ランス」を「仕事も家庭も社会生活も充実す るワーク・ライフ・バランス」としてはどうか。 「生涯を通じた男女の健康づくり」は男女共 同参画や女性活躍推進の基本。禁煙と受動喫 煙の危害防止は極めて重要であり、計画で女 性を喫煙及び受動喫煙から守ることを強調し ていただきたい。	女性活躍推進計画は、女性の職業生活における活 躍に関する施策についてまとめたものです。な お、「地域における女性活躍」、「社会生活の充実」、 「生涯を通じた男女の健康づくり」につきましては 、男女共同参画計画にて取り入れていきます。
人権	社会で働く「労働権」は女性に本来備わった 人権であり、きちんと位置づけられるべき。	ご意見の趣旨である、「男女の人権の尊重」につ きましては、男女共同参画社会基本法の基本理念 に掲げられています。男女共同参画基本法に基づ き策定する男女共同参画計画にて取り入れてい きます。

(4) その他

項目	意見概要	考え方
パブコメ 実施期間	3月28日まで意見を聞いて4月1日から計 画を実施できるのか。 意見募集は3月28日までで4月1日実施だ が、議会の議決は終わっているのか。	より多くの方からの意見をお聞きするため募集 期間を3月28日までとしたところですが、いた だいた意見を踏まえて計画を策定します。なお、 計画の策定については議会の議決は要件となっ ていないことから、議会への提案は予定しており ませんが、計画案については3月17日の常任委 員会に報告をしています。
男女共同 参画計画	第3次男女共同参画計画と女性活躍推進計画 との関連はどうか。	男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法に 基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定め たものです。女性活躍推進計画は、男女共同参画 計画のうち女性の職業生活における活躍の推進 に特化し、その施策を総合的に実施するため定め たものです。
その他	今年の鳥取県の高校の採用はほとんど女性で あったが、これも政策にのっとった結果か。	高等学校職員は試験による選考手続きを経て採 用しており、性別のみを理由とした採用は行っ ておりません。